

会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る 有価証券上場規程等の一部改正について

平成25年6月24日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、原則として本年6月29日（一部の規定については本年7月16日）から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、本年4月5日付で全国証券取引所の連名により公表した「会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る対応について」に掲げた方針に基づく上場制度上の対応を図るため、有価証券上場規程等の一部改正を行うものです。

II 改正概要

1. 公表予定時刻より前の自社のウェブサイト等における会社情報の取扱い
 - ・ 上場会社は、適時開示が求められる会社情報について自社のウェブサイト等の公開ディレクトリに保存するときは、TDnetによる当該会社情報の開示後に行うか、又は公表予定時刻よりも前においてパスワード管理等のアクセス制限を行うこととします。
2. その他
 - ・ その他所要の改正を行います。

(備 考)

- ・ 有価証券上場規程（以下「上場規程」という。）第413条の2等

III 施行日

平成25年6月29日から施行します。

ただし、改正後の上場規程第1312条及び第1410条については、平成25年7月16日から施行します。

以 上